【2. 保護者等の収入の状況について】

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

□	４月～６月（前年度の課税証明書等を添付）	□	７月～翌年６月（今年度の課税証明書等を添付）

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
（次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（2）－1　次の保護者等の課税証明書等を添付します。				
①	□	親権者（両親）2名分 生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合		
②	□	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	親権者の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		□	イ	親権者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		□	ウ	・離婚、死別等により親権者が１人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合　等
③	□	未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）		
④	□	生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合		
⑤	□	主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）		
		□	ア	生徒が在学中に成人した場合で、両親の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		□	イ	主たる生計維持者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
		□	ウ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等
⑥	□	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合　等		
（2）－2　次の理由により、課税証明書等を添付しません。				
⑦	□	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合		
⑧	□	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合		

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。家計急変事由（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。）に該当する場合は、□にレ印を付けた上で、3及び4に回答してください。）

氏名	生徒との続柄
□ 家計急変事由に該当する	

氏名	生徒との続柄
□ 家計急変事由に該当する	

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。